

201 居宅介護支援費（暫定版）

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
運営基準減算			減算 70/100 (2月以上継続の場合) 50/100	厚生労働大臣が定める者(平成12年厚生省告示第25号17)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第25号17> 指定基準第13条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号(これらの規定を同条第15号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合していないこと。
運営基準減算Q&A	① 居宅サービス計画の実施の把握については、①少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること、②少なくとも3月に1回モニタリングの結果を記録することとされているが、①にいう1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合の取扱いについて			① 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をしていない場合は、当該居宅サービス計画に係る月の居宅介護支援費は各月において減算される。(平15.4版 VOL2 問10)
特別地域居宅介護支援加算			加算 15/100	厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合 <平成12年厚生省告示第24号> 厚生労働大臣が定める地域
特定事業所集中減算			減算 1月につき 200単位	厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号18)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第25号18> 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えていること。
特定事業所集中減算Q&A	① 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか。あるいは、系列法人まで含めるのか。			① 同一法人格を有する法人単位で判断されたい。(平18.4版 VOL2 問34)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
初回加算(Ⅰ)	-	-	加算 1月につき 250単位	指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合にその他の別に厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第23号40)に適合する場合 ただし、運営基準減算に該当する場合は、当該加算は算定しない。 また、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、初回加算(Ⅰ)は算定しない。
初回加算(Ⅱ)	-	-	加算 1月につき 600単位	<平成12年厚生省告示第23号40> イ 初回加算(Ⅰ) 次のいずれかに該当 (1) 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 (2) 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 ロ 初回加算(Ⅱ) 病院若しくは診療所への入院期間又は介護保険施設その他の施設への入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所(地域密着型介護福祉施設サービス若しくは介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算又は介護保険施設サービスの試行的退所サービス費を算定する場合を除く。)に当たって、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行っており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設その他の施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めるとその他の連携を行った場合(同一の利用者について、6月以内に算定している場合を除く。)
初回加算Q&A	<p>① 利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるか。</p> <p>② 初回加算の算定要件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよいか。</p>			<p>① 初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、お尋ねの事例については算定可能である。なお、この考え方については、介護予防支援費に係る初回加算についても共通である。(平18.4版 VOL2 問9)</p> <p>② 「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものである。したがって、従前より契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月において初回加算を算定することが可能である。なお、この考え方については、介護予防支援費に係る初回加算についても共通である。(平18.4版 VOL2 問11)</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
特定事業所加算			加算 1月につき 500単位	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第25号19)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所</p> <p><平成12年厚生省告示第25号19></p> <p>イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、介護支援専門員として3年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるものを終了するとともに、事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合においては、この限りでない。</p> <p>ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。</p> <p>ニ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>ホ 算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合が6割以上であること。</p> <p>ヘ 当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>ト 地域包括支援センターからの支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>チ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>リ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>ヌ 事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり35名以内であって、かつ、介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと。</p>